

1. 工学系調査委員会（委員長は工学系研究科副研究科長（当時）松本洋一郎教授）において検証の対象とされた4篇の論文のいずれについても、実験ノートが保存されておらず、また多くの実験試料と生データが廃棄され、又は消失したと主張されており、論文に記載されたとおりの実験が行われたことを客観的な証拠をもって示すには至らなかった。加えて、再実験が試みられた3篇の論文のいずれについても、その再現性は確認されなかった。
2. 川崎広明助手（以下「同人」という。）が実験ノートを記録していなかったことは、論文に記載された実験実施の事実を論文作成者自らが証明できないという異常な事態を招いた。
3. 同人は多くの実験試料と生データが廃棄され、又は消失したと主張しているが、仮に実験が行われた時点では論文に照応する実験試料や生データが存在していたとしても、これを処分したのであれば、論文作成者として当然に遵守すべき試料やデータの保存義務に関して同人が繰り返し義務違反を犯していたこととなる。
4. 同人は論文7の再実験を実施しているさなかに、ヒューマン・ダイサーを2回にわたって個人で注文し、1点を入手した。2回の注文は実験材料の発注を研究室で一本化するとして多比良和誠教授（以下「多比良教授」という。）の指示に反して行われており、特に2度目の注文の際には業者に対して多比良教授に知られることがないように納品するように要請していた。
5. 工学系調査委員会の求めに応じて提出された遺伝子配列のシーケンス・データについて、同人がその作成に使用したと主張するソフトウェアは、実験が行われたとされる時点ではリリースされておらず、これを使用するのは不可能であったことが判明した。問題のシーケンス・データは、専門調査委員によって論文記載の実験によるデータとは異なるものであると指摘されていたが、ソフトウェアが利用可能ではなかったという事実により、同人が事後にねつ造したものであることが明らかになった。

以上を要するに、同人の一連の論文作成に関わる行為並びに新たに疑義を招くに至った工学系調査委員会及び工学系責任委員会（委員長は工学系研究科副研究科長（当時）田中知教授）の調査への対応は、自律的な研究活動とこれを通じた科学の健全な発展への寄与という本学の教員に求められる責務に著しく背くものであった。

以上により、同人の行為は東京大学教職員就業規則第38条第5号に定める「大学法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合」に該当すると判断した。